

公共工事監督要領

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、大口町が発注する工事等に係る監督員の行う監督について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 町長は、工事ごとに職員のうちから監督員を定めるものとする。ただし、監理委託した場合はこの限りでない。

第3条 監督員は、次の書類及び簿冊を備え付け、これを整理しておかなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工程表
- (3) 工事記録
- (4) 工事現場監督日誌
- (5) 材料試験関係書類
- (6) 材料検査関係書類
- (7) 工事写真
- (8) その他必要な書類

第4条 監督員は、施工状況をは握し、工事の適正な監督を図るため請負者から必要書類を提出させ、これを調査確認しなければならない。

第5条 監督員は、現場状況を工事現場監督日誌（様式第1）に記入しておかなければならない。

2 契約者に対し必要な指示を与えるときは、指示票（様式第2）によらなければならない。

第6条 監督員は、大口町公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第14条第2項の規定により監督員の検査を受けて使用すべきものと仕様書に指定された工事材料の検査をしたときは、その都度工事現場監督日誌（様式第1）に記入して整理しておかなければならない。

2 約款第15条第1項の規定により監督員立会いのうえ調合あるいは調合について見本検査を受けるものと仕様書に指定された工事材料の検査をしたときも前

項と同様とする。

3 約款第15条第2項の規定により監督員立会いのうえ施工するものと仕様書に指定された工事の立会いをしたときも第1項と同様とする。

第7条 監督員は、約款第15条第3項の規定により設計図書において記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事の施工については、必ず見本又は工事写真等により記録を整理しておかなければならない。

第8条 監督員は、約款第14条第3項及び第15条第4項の規定により契約者から検査又は立会いの要求があった場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。

第9条 監督員は、災害防止その他工事施工上緊急やむを得ず契約者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、上司に申し出てその指示を受けなければならない。ただし、急迫の事情でそのいとまがないときは、独自の判断で指示し、そのてん末を上司報告しなければならない。

第10条 監督員は、工事施工に伴い発生材が生じたときは、上司に報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（平成21年11月11日大口町訓令第53号）

この訓令は、告示の日から施行する。

特 記 事 項

様式第1 (その2)

巡回日時天候	昭和 年 月 日 () 天候
	午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで
工事の概要	
打合せ事項	
検査事項	
巡回日時天候	昭和 年 月 日 () 天候
	午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで
工事の概要	
打合せ事項	
検査事項	

